

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を開設しようとする者は、 **A** を受けなければならない。ただし、次に掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) **B** 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、適合表示無線設備のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が0.01ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の2（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの
- (4) **C** 開設する無線局

A	B	C
1 総務大臣の免許	小規模な	総務大臣に届け出て
2 総務大臣の検査	発射する電波が著しく微弱な	総務大臣に届け出て
3 総務大臣の免許	発射する電波が著しく微弱な	総務大臣の登録を受けて
4 総務大臣の検査	小規模な	総務大臣の登録を受けて

A-2 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許内容の変更について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、 **A** 若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。
- ② ①のただし書の事項について、無線設備の変更の工事をしたときは、遅滞なくその旨を **B** なければならない。
- ③ ①の変更の工事は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の **C** に合致するものでなければならない。

A	B	C
1 通信の相手方、通信事項	総務大臣に届け出	技術基準
2 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	総務大臣に届け出	無線局の開設の根本的基準
3 通信の相手方、通信事項	無線業務日誌に記載し	無線局の開設の根本的基準
4 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	無線業務日誌に記載し	技術基準

A-3 次の記述は、電波の利用状況調査について述べたものである。電波法（第26条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 **A** の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね **B** ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。
- ② 総務大臣は、必要があると認めるときは、 **C** 、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。

A	B	C
1 無線設備の技術基準	5年	①の期間の中間において
2 無線設備の技術基準	3年	①の事項以外の事項について
3 周波数割当計画	5年	①の事項以外の事項について
4 周波数割当計画	3年	①の期間の中間において

A-4 次の記述は、義務船舶局等(注)の無線設備の電源について述べたものである。無線設備規則(第38条の2)の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ① 義務船舶局等の無線設備の電源は、その船舶の **A**、これらの設備を動作させ、かつ、同時に **B** を充電するために十分な電力を供給することができるものでなければならない。
- ② ①の電源は、その電圧を定格電圧の **C** 以内に維持することができるものでなければならない。

	A	B	C
1 停泊中及び航行中		無線設備の電源用蓄電池	±20パーセント
2 航行中		無線設備の電源用蓄電池	±10パーセント
3 停泊中及び航行中		F3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う無線設備であって、156MHzを超え157.45MHz以下の周波数帯の電波を送信に使用するものの電源用蓄電池	±10パーセント
4 航行中		F3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う無線設備であって、156MHzを超え157.45MHz以下の周波数帯の電波を送信に使用するものの電源用蓄電池	±20パーセント

A-5 次の記述は、義務船舶局等(注)の無線設備の条件について述べたものである。無線設備規則(第38条の4)の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ① 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、 **A** を使用するものは、航海船橋において通信できるものでなければならない。
- ② 義務船舶局等の備えなければならない無線設備(遭難自動通報設備を除く。)は、通常操船する場所において、 **B** を送り、又は受けることができるものでなければならない。
- ③ 義務船舶局に備えなければならない **C** 及び無線設備規則第45条の3の5に規定する無線設備は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合は、この限りでない。
- ④ ①から③までの規定は、船体の構造その他の事情により総務大臣がその規定によることが困難又は不合理であると認めて別に告示する無線設備については、適用しない。

	A	B	C
1 J3E電波2,182kHz		遭難通信	ナブテックス受信機
2 J3E電波2,182kHz		遭難通信及び船舶の航行に関する通信	衛星非常用位置指示無線標識
3 F3E電波156.8MHz		遭難通信及び船舶の航行に関する通信	ナブテックス受信機
4 F3E電波156.8MHz		遭難通信	衛星非常用位置指示無線標識

A-6 次の記述は、海上移動業務及び海上移動衛星業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法(第39条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第40条(無線従事者の資格)の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者(義務船舶局等(注1)の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、電波法第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。)以外の者は、無線局の **A** (以下「主任無線従事者」という。)として選任された者であって③によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作(注2)を行ってはならない。ただし、 **B** 無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注1 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

2 簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。

- ② **C** の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければならない。
- ③ 無線局の免許人は、①の主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

	A	B	C
1 無線設備の操作を行う者		船舶の運航計画の変更のため	モールス符号を送り、又は受ける無線電信
2 無線設備の操作を行う者		船舶が航行中であるため	無線電信
3 無線設備の操作の監督を行う者		船舶が航行中であるため	モールス符号を送り、又は受ける無線電信
4 無線設備の操作の監督を行う者		船舶の運航計画の変更のため	無線電信

A-7 海上移動業務の無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第55条まで及び第57条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、無線設備の工事設計、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 2 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された運用許容時間を超えて運用する場合にはなるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

A-8 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の B ならない。ただし、 C については、この限りでない。

- | A | B | C |
|----------------|-------------------|----------------------|
| 1 他の無線局 | 妨害を与えない機能を備えなければ | 遭難通信、緊急通信又は安全通信 |
| 2 重要無線通信を行う無線局 | 妨害を与えない機能を備えなければ | 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信 |
| 3 重要無線通信を行う無線局 | 妨害を与えないように運用しなければ | 遭難通信、緊急通信又は安全通信 |
| 4 他の無線局 | 妨害を与えないように運用しなければ | 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信 |

A-9 次の記述は、海岸局及び船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条及び第63条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、 A のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために B ことができる。
- ③ 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は C について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- ④ 海岸局は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局については、この限りでない。

- | A | B | C |
|--------------|-----------------|----------------------|
| 1 無線電話の送受信装置 | 必要な措置をとることを求める | 使用電波の型式、周波数若しくは空中線電力 |
| 2 受信装置 | 必要な措置をとることを求める | 使用電波の型式若しくは周波数 |
| 3 受信装置 | 臨時に電波の発射の停止を命ずる | 使用電波の型式、周波数若しくは空中線電力 |
| 4 無線電話の送受信装置 | 臨時に電波の発射の停止を命ずる | 使用電波の型式若しくは周波数 |

A-10 次の記述は、航空機局の通信連絡について述べたものである。電波法（第70条の5）及び無線局運用規則（第149条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空機局は、その航空機の航行中は、総務省令で定める方法により、総務省令で定める航空局と連絡しなければならない。
- ② ①により航空機局が連絡しなければならない航空局は、責任航空局（当該航空機の A について責任を有する航空局をいう。）又は交通情報航空局とする。ただし、 A を取り扱う航空局で他に適当なものがあるときは、その航空局とする。
- ③ 責任航空局に対する連絡は、やむを得ない事情があるときは、他の B を経由して行うことができる。
- ④ 交通情報航空局に対する連絡は、やむを得ない事情があるときは、これを要しない。

A	B
1 正常運航に関する通信	航空局又は航空地球局
2 正常運航に関する通信	航空機局
3 航空交通管制に関する通信	航空局又は航空地球局
4 航空交通管制に関する通信	航空機局

A-11 次の記述は、義務船舶局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第6条、第7条及び第8条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の A 以上、 B 、その機能を確認しておくなければならない。
- ② 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎月1回以上、当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておくなければならない。
- ③ ①及び②の義務船舶局においては、それぞれ①及び②により機能を確認した結果、その機能に異状があると認めるときは、その旨を C に通知しなければならない。

A	B	C
1 航行中及び停泊中毎日1回	当該無線設備の試験機能を用いて	主任無線従事者
2 航行中毎日1回	当該無線設備により試験電波を発射して	船舶の責任者
3 航行中及び停泊中毎日1回	当該無線設備により試験電波を発射して	主任無線従事者
4 航行中毎日1回	当該無線設備の試験機能を用いて	船舶の責任者

A-12 次の記述は、遭難通信、緊急通信及び安全通信について述べたものである。電波法（第66条から第68条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局等（注）は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
注 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。以下同じ。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 A を直ちに中止しなければならない。
- ③ 海岸局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- ④ 海岸局等は、緊急信号又は電波法第52条第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、 B までの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ⑤ 海岸局等は、 C 安全通信を取り扱わなければならない。
- ⑥ 海岸局等は、安全信号又は電波法第52条第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

A	B	C
1 すべての電波の発射	その通信が終了する	速やかに、かつ、確実に
2 遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射	その通信が終了する	他の通信に優先して
3 遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射	その通信が自局に関係のないことを確認する	速やかに、かつ、確実に
4 すべての電波の発射	その通信が自局に関係のないことを確認する	他の通信に優先して

A-13 次に掲げる呼出し又は送信のうち、船舶局においてその船舶の責任者の命令がなくても行うことができる呼出し又は送信に該当するものはどれか。無線局運用規則（第71条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 安全呼出し又は安全通報の送信
- 2 遭難警報又は遭難警報の中継の送信
- 3 緊急通報の告知の送信又は緊急呼出し
- 4 G1B電波406.025MHz、406.028MHz又は406.037MHz及びA3X電波121.5MHzを同時に発射する遭難自動通報設備の通報の送信

A-14 次の記述は、遭難警報等を受信した船舶局のとるべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報若しくは遭難警報の中継又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第1項第4号に定める方法により送信された遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれを **A** しなければならない。
- ② 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、 **B** を適当な海岸局に通報しなければならない。
- ③ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信したときは、これに **C** 。この場合において、当該船舶局は、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。

A	B	C
1 その船舶の責任者に通知	当該遭難警報	応答しなければならない
2 その船舶の責任者に通知	これに応答し、かつ、当該遭難警報	応答してはならない
3 海上保安庁その他の救助機関に通報	これに応答し、かつ、当該遭難警報	応答しなければならない
4 海上保安庁その他の救助機関に通報	当該遭難警報	応答してはならない

A-15 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、総務大臣からどのような処分を受けることがあるか。電波法（第79条）の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 3箇月以内の期間を定めて無線設備を操作する範囲を制限する処分を受けることがある。
- 2 3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止する処分を受けることがある。
- 3 3箇月以内の期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の運用を制限する処分を受けることがある。
- 4 6箇月以内の期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の免許の効力を停止する処分を受けることがある。

A-16 免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 2 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を総合通信局長に報告し、再度検査を受けなければならない。
- 3 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を検査職員に報告し、その検査職員の確認を受けなければならない。
- 4 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。

A-17 次の記述は、無線周波数スペクトルの使用等について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第44条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、使用する **A** を、必要な業務の運用を十分に確保するために **B** よう努める。このため、構成国は、改良された最新の技術をできる限り速やかに適用するよう努める。

A	B
1 周波数の数	欠くことができない最小限度にとどめる
2 周波数の数	必要な最大限度とする
3 周波数の数及びスペクトル幅	欠くことができない最小限度にとどめる
4 周波数の数及びスペクトル幅	必要な最大限度とする

A-18 次の記述は、遭難の呼出し及び通報について述べたものである。国際電気通信連合憲章(第46条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いずれから発せられたかを問わず、Aにおいて受信し、同様にこの通報に応答し、及びB義務を負う。

- | A | B |
|------------------------|---------------|
| 1 絶対的優先順位 | 直ちに必要な措置をとる |
| 2 絶対的優先順位 | 混信その他の妨害を与えない |
| 3 自局が通信中の場合を除き、第一の優先順位 | 直ちに必要な措置をとる |
| 4 自局が通信中の場合を除き、第一の優先順位 | 混信その他の妨害を与えない |

A-19 次の記述は、遭難警報等について述べたものである。無線通信規則(第32条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人がAにさらされており、即時の救助を求めていることを示す。
② 遭難警報又は遭難呼出しを受信した船舶局又は船舶地球局は、できる限り速やかに、Bにその遭難警報の内容を通報する。

- | A | B |
|-------------|---------------------|
| 1 危険 | 船舶の指揮者又は責任者 |
| 2 危険 | 船舶の指揮者又は責任者及び救難調整本部 |
| 3 重大かつ急迫な危険 | 船舶の指揮者又は責任者及び救難調整本部 |
| 4 重大かつ急迫な危険 | 船舶の指揮者又は責任者 |

A-20 次の記述は、局の検査について述べたものである。無線通信規則(第49条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶局又は船舶地球局が寄航する国の政府又は権限のある主管庁は、検査のため、Aの提示を要求することができる。
Bは、この検査が容易となるようにしなければならない。Aは、要求に際して提示することができるように保管してなければならない。A又はこれを発給した当局が認証したその謄本は、できる限り、常に局内に掲示しておくものとする。
② Aが提示されないとき又は明白な違反が認められるときは、政府又は主管庁は、無線設備が無線通信規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため、そのCことができる。

- | A | B | C |
|--------------------|------------|----------------|
| 1 無線通信規則に適合する旨の証明書 | 局の通信士又は責任者 | 設備に係る資料の提示を求める |
| 2 無線通信規則に適合する旨の証明書 | 船舶の責任者 | 設備を検査する |
| 3 許可書 | 局の通信士又は責任者 | 設備を検査する |
| 4 許可書 | 船舶の責任者 | 設備に係る資料の提示を求める |

B-1 海上移動業務の無線局の免許状に関する次の記述のうち、電波法(第14条、第21条及び第24条)及び電波法施行規則(第38条)の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、無線局の免許を与えたときは、免許状を交付する。
イ 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、3箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
ウ 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
エ 無線局(船上通信局を除く。)に備え付けておかなければならない免許状は、主たる送信装置のある場所(船舶局にあっては通信室内とする。)の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
オ 免許状には、①免許の年月日及び免許の番号、②免許人の氏名又は名称及び住所、③無線局の種別、④無線局の目的、⑤通信の相手方及び通信事項、⑥無線設備の設置場所、⑦免許の有効期間、⑧識別信号、⑨電波の型式及び周波数、⑩空中線電力及び⑪運用許容時間を記載しなければならない。

B-2 次に掲げる事項のうち、電波法（第76条第1項）の規定に照らし、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに、総務大臣からその無線局について受けることがある処分に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許の取消しの処分
- イ 期間を定めて行われる運用許容時間の制限の処分
- ウ 期間を定めて行われる周波数又は空中線電力の制限の処分
- エ 3箇月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止の処分
- オ 期間を定めて行われる通信の相手方又は通信事項の制限の処分

B-3 次の記述は、第二級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）の範囲について述べたものである。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

第二級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作の範囲の主なものは、次のとおりである。

- ① 無線設備の ア のための通信操作
- ② イ 、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局の無線設備の国際通信のための通信操作
- ③ 移動局（②に規定するものを除く。）及び航空機のための無線航行局の無線設備の国際通信のための通信操作（電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）
- ④ 漁船に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の ウ
- ⑤ 東は東経175度、西は東経94度、南は南緯11度、北は北緯63度の線によって囲まれた区域内における船舶（漁船を除く。）に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の ウ
- ⑥ 船舶に施設する空中線電力 エ 以下の無線設備の技術操作
- ⑦ 航空機に施設する無線設備の技術操作
- ⑧ レーダー（⑥及び⑦に掲げるものを除く。）の技術操作
- ⑨ ⑥から⑧までに掲げる無線設備以外の無線設備（ オ の無線設備を除く。）で空中線電力250ワット以下のものの技術操作

- | | | | |
|-----------------------|---------------|----------------|----------|
| 1 国内通信 | 2 海岸地球局、船舶地球局 | 3 国際通信のための通信操作 | 4 500ワット |
| 5 放送局及び特別業務の局 | 6 国際通信 | 7 船舶地球局 | |
| 8 国際電気通信業務の通信のための通信操作 | 9 2キロワット | 10 放送局 | |

B-4 次の記述は、海上移動業務における遭難呼出し及び遭難通報について述べたものである。無線局運用規則（第76条及び第77条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 遭難呼出しは、特定の無線局に ア 。
- ② 遭難呼出しを行った無線局は、 イ 、遭難通報を送信しなければならない。
- ③ 遭難通報は、無線電話により次の事項を順次送信して行うものとする。
 - (1) 「 ウ 」又は「遭難」
 - (2) 遭難した船舶又は航空機の エ
 - (3) 遭難した船舶又は航空機の位置、 オ 及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項
- ④ ③の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び海里で示す距離によって表すことができる。

- | | | |
|------------------------|-----------------------------------|---------|
| 1 遭難の種類 | 2 あててはならない | 3 メーデー |
| 4 できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて | 5 パン パン | 6 遭難の時刻 |
| 7 所有者又は運行者 | 8 あてなければならない | |
| 9 名称又は識別 | 10 その遭難呼出しに対して応答があったときは、できる限り速やかに | |

B-5 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 1日の延べ通信時間及び通信回数
- イ 時計を標準時に合わせたときは、その事実及び時計の遅速
- ウ 自局の船舶の航行中正午及び午後8時におけるその船舶の位置
- エ レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
- オ 船舶局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた場合は、その事実及び措置の内容